

会議記録

| | | |
|----------------|---|--|
| 名称 | 中央区情報公開・個人情報保護審議会令和4年度第1回小委員会 | |
| 開催年月日 ・開催場所 | 令和4年6月10日（金）午後3時～午後5時30分 中央区役所 3階 庁議室 | |
| 出席者の氏名 | 委員 | 鈴木委員長、藤原委員、糠谷委員、窪木委員 |
| | 区職員出席者 | 黒川総務部長、山崎総務部参事（連絡調整・特命担当）総務課長事務取扱、三谷総務課法規係長、丹生谷総務課法規係員、東総務課情報公開係長、大江総務課情報公開係員、竹内総務課情報公開係委員、片桐総務課法務担当係長、嶋原総務部法務担当課長 |
| 配付資料 | 資料1 中央区情報公開・個人情報保護審議会令和4年度小委員会名簿 資料2 中央区情報公開・個人情報保護審議会小委員会の運営について（案） 資料3 今後の進め方について（案） 資料4 条例で規定できる範囲 資料5 確認・検討項目管理表 資料6 内容確認資料1（死者の情報） 資料7 内容確認資料2（個人情報保護制度の対象機関） 資料8 内容確認資料3（個人情報の保有・収集の制限） 資料9 内容確認資料4（目的外利用・提供） 資料10 個別検討シート1（個人情報ファイル簿と個人情報登録簿） 資料11 内容確認資料5（任意代理人制度の拡大） 資料12 内容確認資料6（不開示の範囲） 資料13 内容確認資料7（開示決定の期限、訂正決定の期限、利用停止決定の期限） 資料14 内容確認資料8（開示請求の手数料） 資料15 個別検討シート2（訂正・利用停止請求における開示請求前置） 資料16 内容確認資料9（実施機関が不作為を認める場合の審査会への諮問免除） 資料17 個別検討シート3（審議会への諮問事項） 資料18 内容確認資料10（電子計算組織への記録・結合の制限） | |
| 議事次第 | 1 開会 2 小委員会の運営と進め方について 3 委員長の職務代理者の指名について 4 議題（法改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しについて） 5 その他（次回小委員会日程の確認） 6 閉会 | |
| 審議の経過 | 次葉のとおり | |

会議記録

| | |
|-------|---|
| 審議の経過 | <p>1 開会 ◎開会の挨拶（鈴木委員長）</p> <p>2 小委員会の運営について ◎資料2及び資料3について説明（大江総務課情報公開係員）</p> <p>3 委員長の職務代理者の指名について ◎委員長職務代理者に藤原委員が就任（鈴木委員長）</p> <p>4 議題 ＜経過及び主な意見＞ ◎資料4について説明（大江総務課情報公開係員） ◎個人情報保護法改正の全体像について、前回資料3に基づいて説明（鈴木委員長）</p> <p>○窪木委員 前回資料3の右下の番号3の図における国立病院や公立大学等の「等」には、独立行政法人や一般社団法人は含まれているのか。</p> <p>○藤原委員 一般社団法人については、民間部門に含まれる。独立行政法人については、事業の性質に応じて行政機関等に含まれるものと、民間部門に含まれるものがある。民間部門の規定が適用される独立行政法人は、規律移行法人と呼ばれている。</p> <p>○鈴木委員長 この資料4のガイドラインはどこから抜粋してきたのか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 個人情報保護委員会が公表している行政機関等編のガイドラインからであり、詳細は次第裏面の資料一覧の下部に記載している。</p> <p>○鈴木委員長 ガイドラインはガイドラインでしかなく、法的な意味合いを持つものではないということ念頭に置かないといけない。</p> <p>◎資料5の1番・2番・3番、資料6、資料7及び資料8について説明 (大江総務課情報公開係員)</p> |
|-------|---|

| | |
|--------------|--|
| <p>審議の経過</p> | <p>○大江総務課情報公開係員 資料5の1番の死者の情報については、条例への委任がされておらず、特に条例で定められるものではないので、方向性としては現行の規定を削除したうえで、開示の対応については、個人情報保護条例以外で規定できればと思っている。</p> <p>次に、資料5の2番の個人情報保護制度の対象機関についても、条例への委任がされていないため、現行の規定は削除することになる。対応については、別途議会を対象とした条例を定めることを検討できればと思っている。</p> <p>続いて、資料5の3番の個人情報の保有・収集の制限についても、条例への委任事項とはなっていないと考えられるが、法の規定によって条例と同様の趣旨で運用できる見込みのため、現行の規定を削除できればと思っている。</p> <p>○鈴木委員長 議論の前提となるため、次回までに個人情報及び関連する用語の定義を整理してほしい。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 承知した。</p> <p><個人情報保護制度の対象機関に係る議論></p> <p>○鈴木委員長 資料5の3番までの進め方だが、先に議論がしやすい個人情報保護制度の対象機関について議論しようと思う。議会は中央区個人情報保護条例の中で実施機関として入っているが、改正法の適用後は必然的に外れざるを得ないと考えられる。</p> <p>○藤原委員 議会を対象にした中央区独自の条例をつくるのか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 その通りである。法を踏まえつつ、議会を対象にした条例をつくれればと思っている。</p> <p>○鈴木委員長 私は参議院の情報公開審査会の委員もやっているが、議会は党派に関する情報などのかなり特殊な情報を保有している。その中で出てくる問題は、個人情報保護条例だけ先に改正するのか、情報公開条例も合わせて改正するのかという点である。一緒につくる必要性もあるが、時間的にどちらかを先行させることも考えられる。それは事務局がいろいろ考えていると思うので、こうした整理も必要になってくるということに注意しつつ、改正法の対象機関から外れる議会については別途の条例を定める取扱いでよろしいかと思う。</p> |
|--------------|--|

| | |
|--------------|---|
| <p>審議の経過</p> | <p><死者の情報に係る議論></p> <p>○鈴木委員長 中央区では、死者の情報について任意提供の制度があるかと思うが、相続人による亡くなった方の個人情報の開示請求は問題となるケースが多々ある。</p> <p>○藤原委員 改正法の個人情報保護の定義にある「生存する個人」という規定は、イギリスの法における「リビング・インディビジュアル」という概念からきている。これは、生きている人間でないと請求権は行使できないという、本当に素朴な考え方による。しかし、介護や医療、労災での事例など、もう何十年も前から死者の個人情報というのは本当に問題になっていた。死者の情報を含めて実務的に困るかということ、本当はそんなに困らないはずだが、改正法においては、当初の考え方から変わっていないようである。 自治体としては、「生存する個人」と明記され、条例への委任事項ではないので、従わざるを得ないという話だと思う。</p> <p>○窪木委員 死者の情報の開示に関しては、個人情報保護条例以外で規定することを検討しているのか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 そうである。どこにどのように規定するかというのは、技術的な面もあるので検討が必要だと思っている。ただ、今回の個人情報保護条例は法律を受けた施行条例となるので、その中では規定できないと考える。</p> <p>○鈴木委員長 条例以外で規定するというのは具体的に何を考えているか。死者の取扱いについての要綱を作るとのことか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 そのような方向性で考えている。</p> <p>○藤原委員 今の条例では死者に関する情報は任意提供なのか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 そうである。個人情報保護条例に規定はしているが、個人情報保護制度による行政処分として適用されるわけではなく、あくまで任意的な開示手続きとなっている。</p> |
|--------------|---|

| | |
|--------------|---|
| <p>審議の経過</p> | <p>○藤原委員 現在の条例が請求権的構成にしてあって、条例で請求権を認められている場合、見直し後は要綱で規定するというわけにはいかない点は注意しておくべきである。資料を見ると、請求権までは認めていないのか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 そうである。</p> <p>○鈴木委員長 あくまで任意提供なので、請求権は認めないという形で要綱に定めるということか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 そうである。手続的にどう対応するかというのは決めておかないといけないと思っている。</p> <p>○糠谷委員 死者の情報に関して言うと、前から「生存する」という文言を取って「個人に関する情報」として保護している中央区の条例のほうがいいと思っていたところはある。だが、今回の議論で法の定義が適用されるという前提で、資料6の事務対応ガイドの一番下の「ただし」のところ、死者に関する情報と言っておいて、同時に遺族等の生存する個人を識別できるときはその遺族の個人情報に該当すると言っているのは、結局、定義的に、もともと死者に関する情報とは言うけれども、物によっては、今の生存する個人の情報になるということで、その場合には当然保護の対象、そう解釈したらよいのか。</p> <p>○鈴木委員長 そうである。</p> <p>○窪木委員 介護の記録などは、亡くなった方の財産に関わることはそれほど多くない。遺族の個人情報にならない場合は死者のみに帰属し、死者の個人情報となるのではないのかと思うので、それをどうされるか、今後ぜひ考えてほしい。</p> <p>○鈴木委員長 法律に従ってやるということで私はいいと思うが、むしろ実際の運用というものは、窪木委員がおっしゃったようなことで、どういう形で制度的にも組み立てていくかということはかなり難問だと思う。</p> <p>○藤原委員 救急車の中で亡くなったとか、遺族が請求するとか、あといじめに関する作文。背景を</p> |
|--------------|---|

| | |
|--------------|--|
| <p>審議の経過</p> | <p>知るために学校の先生が書かせていると思うが、お子さんはもう亡くなっていて、代わりに親御さんが請求するのを認めるかとか、中央区でもありそんな問題はいくつも考えられる。</p> <p>○鈴木委員長 自殺関係は、親からの請求は非常に多い。そういう情報をどうするかというのは、法改正後も変わらず依然として残っている問題である。 では、個人情報の定義は、生存する個人ということにならざるを得ないので、資料5の方向性のとおり進めることとしていく。</p> <p><個人情報の保有・収集の制限に係る議論></p> <p>○藤原委員 本人からの直接収集の規定は残さないのか。本人からの直接収集という文言を残せるかという点は、23区でも議論があると思う。これは条例には委任されていないのか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 委任されていない。法の考え方としては、大まかに言うと、適切な管理をされていれば、本人収集とあえて定めなくても目的が達成されるというような考えである。</p> <p>○藤原委員 この辺りは委任されていないと、中央区独自で本人収集の原則を規定することは難しい。</p> <p>○窪木委員 街に設置されている防犯カメラのビデオのデータの管理は自治体が直接管理しているのか。</p> <p>○山崎総務部参事 本区では防犯カメラのデータを持っておらず、町会で設置する例はある。</p> <p>○藤原委員 民間が設置・データ管理している場合は個人情報保護法の民間部門の適用は受けるけれども、公的部門が設置している例は本当に少ない。</p> <p>◎大江総務課情報公開係員より、資料5の4番及び資料9について説明。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 資料5の4番の目的外利用・提供については、①番の目的外利用・提供の例外事項については、条例に委任される事項には含まれていないと考えられることから、現行の規定を</p> |
|--------------|--|

| | |
|--------------|---|
| <p>審議の経過</p> | <p>削除したうえで改正法に基づいた対応が必要だと思っている。</p> <p>次に、②番の目的外利用・提供時に閲覧に供する事務というのは、内部的な管理になるので条例等で規定ができるかと思っている。</p> <p><目的外利用・提供に係る議論></p> <p>○鈴木委員長</p> <p>目的外利用・提供の例外として、法には「法に基づく場合」と規定されているが、ここでの法令には各種条例を含まないということになっていると。なぜ条例を外すのという疑問がある。</p> <p>○藤原委員</p> <p>ここでは、全国的なルールを定めるという改正法の趣旨により、自治体の条例で不整合な規定が出てこないようにしていると思われる。条例の「出版・報道等で既に公にされているとき」というのは、法の「相当の理由があるとき」という規定で読めるという解釈か。</p> <p>○大江総務課情報公開係員</p> <p>事例によると思うが、相当の理由があるとき、もしくは特別な理由があるときといった規定で読んでいく必要があると思っている。</p> <p>○窪木委員</p> <p>条例のほうが個別具体的に書かれている。改正法について見ると、相当の理由をどのように解釈するか。出版・報道などで公にされている場合というものが、必ず相当の理由があることになるかや、明らかに本人の利益になる場合を考えたときに、生命・身体・安全と言っても、例えば本人は拒否するかもしれない、明らかに本人の利益になるのかどうかは分からない。条例のほうが、それは客観的に判断すればいいと言い切れるかもしれないけれども。</p> <p>○藤原委員</p> <p>「生命・身体・安全のため」という事例は、特に特定の宗教で起こり得ることであり、輸血拒否は裁判例になっている。条例だと、緊急かつやむを得ないという規定に当てはめられる。中央区は個人情報保護条例の解釈運用基準を持っているか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員</p> <p>手引きとしてまとめている。</p> <p>○藤原委員</p> <p>具体的には書きにくいかもしれないけれども、法における相当な理由に含まれる場合と含まれない場合について解釈運用基準に書いておくべきである。運用はできるだろうけれども、若干グレーゾーンは残るという感じはする。</p> |
|--------------|---|

| | |
|--------------|---|
| <p>審議の経過</p> | <p>○鈴木委員長 法令に基づく外部提供について考えるに当たり、これまで中央区で条例に基づいて外部提供した事例はあるか。</p> <p>○藤原委員 年度末の審議会の最後に外部提供、目的外利用の一覧表を出していただいている。そこに載っている記憶がある。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 介護や生活保護などの福祉関係が多く、法に基づいた提供が大部分のようである。</p> <p>○鈴木委員長 結局、条例改正したとしても、現場の運用を考えると一定の基準の整備は必要ではないか。条例には規定できないが、内部的な運用基準はつくるということは考えられる。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 今回の条例の見直しに当たって、手引を初めとして、やはり解釈の部分、現場での運用というのは見直していくべきだと思う。</p> <p>○鈴木委員長 条例の例外規定で「審議会の意見」の項目は削除されるということか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 その方向で考えている。</p> <p>○藤原委員 資料5の15番の項目で審議会の機能について検討することになる。</p> <p>○鈴木委員長 では、15番の検討の際に改めて4番も振り返ることとする。</p> <p>◎大江総務課情報公開係員より、資料5の5番及び資料10について説明。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 資料5の5番の個人情報ファイル簿と個人情報登録簿については、本区において個人情報ファイル簿の作成・公表義務を満たしているとともに、個人情報登録簿も作成・公表が認められているため、現行の取扱いから変更なく引き続き個人情報登録簿と個人情報ファイル簿を運用していきたいと思っている。</p> |
|--------------|---|

| | |
|--------------|--|
| <p>審議の経過</p> | <p><個人情報ファイル簿と個人情報登録簿に係る議論></p> <p>○鈴木委員長</p> <p>個人情報ファイル簿の公開基準の数については、事務局の説明のとおり、これまで通り100人以上とすることによろしいかと思うが、皆さんいかがか。</p> <p>それからもう一つは、書式では登録簿に本人以外からの収集という欄があるが、結局このところを全部省いた形にするのか。</p> <p>○藤原委員</p> <p>これは恐らく、新しい条例に合わせると思う。ただし、法令等の場合などは、根拠法令を書いておくことになろうかと思う。</p> <p>併存しているということは、当初、中央区は登録簿だけでやっていたのか。途中で行政機関法のとときにファイルの概念が入って、多くの自治体がファイル簿を作成したけれども、東京都は断固としてファイルではなくて登録簿でやっていた。</p> <p>○鈴木委員長</p> <p>もともと登録簿というのは、実施機関が個人情報を扱う事務を公表するという意味合いがある。</p> <p>○藤原委員</p> <p>運用は現状通りで、様式だけ変えるということか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員</p> <p>その通りである。特にファイル簿については標準様式があるので、そういったものを基に様式を変えていくことになる。</p> <p>○窪木委員</p> <p>ファイル簿は現行の区の様式（別紙2）の方が分かりやすいように思う。</p> <p>○大江総務課情報公開係員</p> <p>項目は一個一個精査した上で、残すべきものは残していければと思っている。</p> <p>○鈴木委員長</p> <p>検討した様式を機会があったら示してもらいたい。</p> <p>○鈴木委員長</p> <p>それでは、ファイル簿、登録簿については、様式の見直しは行うが、現行通り運用することによって進めていく。</p> |
|--------------|--|

| | |
|--------------|---|
| <p>審議の経過</p> | <p>◎大江総務課情報公開係員より資料5の6番及び資料11について説明。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 資料5の6番の任意代理人制度の拡大については、条例への委任事項ではないため現行の規定を削除し、法が直接適用されていくことになるかと思う。</p> <p><任意代理人制度の拡大に係る議論></p> <p>○鈴木委員長 任意代理人が開示請求できることになるが、認知症の初期段階で本人の意思能力の確認が難しい場合などが問題となる。こうした現場での対応を考えると、解釈運用基準で定めるしかない。</p> <p>○藤原委員 ここは自治体から反対意見も多く挙がっていたところである。DVなどのケースで情報公開のときに利害相反の人が請求したらどうするという根強い反対論がたしかあったのではないか。</p> <p>○窪木委員 利害相反の人による請求の問題とはどういうことか。</p> <p>○藤原委員 任意代理ということは、本人の委任があったとすれば誰でもなれることとなり、本人確認を厳格に行うという建前にはなっているが、委任状の本人確認をどこまでできるかを踏まえると、利害相反の人によるアクセスを防ぎきれない恐れがある。</p> <p>○鈴木委員長 DVの場合や虐待の場合に、どうするのかを考える必要がある。法定代理人だったとしても、虐待している親にも出さなくてはいけないのかと。運用については、しっかり定めておかないといけない。 中央区として、あえて法に上乘せ、横出しをして条例で書き込むということも考えてもいいのではないか。基本的には踏襲するというスタンスはもちろんそのとおりだが、DVやストーカーをしている人が法令を持ち出し、私は法定代理人あるいは任意代理人だから開示すべき、という形で法廷で争われるというようなことを考えると、対応が必要に思う。</p> <p>○藤原委員 法の規定や解釈で対応していくことも含め、これでいいとは思うけれども。ただ、他自治体の対応も踏まえて考えてみるのもよい。</p> |
|--------------|---|

| | |
|--------------|--|
| <p>審議の経過</p> | <p>○鈴木委員長 これは全国共通の悩みだから各自治体で同じような悩みを抱えているだろう。</p> <p>○山崎総務部参事 Q & Aでは、例えば任意代理人からの開示請求について、本人の意思を特に確認する必要があるときに、本人に対して確認書を送付し、返信をもって本人の意思を確認する手続を取ることはできるか、また、あるいはこれを認める法施行条例の規定を設けることができるかという質問に対して、なりすまし等による開示請求制度の悪用を防止する観点から任意代理人の資格を確認することは重要であり、必要に応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認することは妨げられない、また、基本的にはその開示の手続に関する事項として、これを認める法施行条例の規定を設けることも妨げられないという回答が、先日の4月の更新のときに加えられている。</p> <p>○藤原委員 これはやはり根強い声を反映したのだろう。</p> <p>○鈴木委員長 ただ、個別事例を考えると、DVで逃げ回っている奥さんに本人確認というのは無理がある。</p> <p>○山崎総務部参事 DV等の場合、本人の生命、健康、生活等を害する恐れがあるときは不開示にできるという法の規定もある。現場での対応をも含め、取扱いを定めるに当たって、条例上なのか解釈運用基準なのかという点は、検討を深める必要があるかと思う。</p> <p>○窪木委員 皆さんがおっしゃったとおりで、代理人による請求は、このままだけでは窓口対応が大変だと思う。任意代理人の本人確認についてはどうしていくのか。</p> <p>○藤原委員 人口や問題事例の多さから言っても、東京都を基準に考えられるかどうか重要である。中央区において、任意代理人からの請求で、本人へ確認を取るべきか、そうした配慮が必要かという立法事実あるかどうかで決めればよいと思う。</p> <p>○鈴木委員長 少なくとも住基情報で支援措置と認識しているようなものは本人確認を取らなくてもいいと思う。</p> <p>○窪木委員</p> |
|--------------|--|

| | |
|--------------|---|
| <p>審議の経過</p> | <p>この議題の最初で話題に挙げた、本人の意思能力があるかどうか分からない場合についても、現場での対応を考えていただければと思う。</p> <p>◎大江総務課情報公開係員より、資料5の7番及び資料12について説明。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 資料5の7番の不開示の範囲については、条例で規定できる部分になっているが、条件等もあるので確認していきたい。条例で規定できる条件としては、まず情報公開法に規定する不開示情報に準ずる情報であって、情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものを条例で規定できることになっている。</p> <p>しかし、条例にあって法にない規定3つについては、情報公開法に規定する不開示情報に準ずる情報とは見受けられないため、対応としては改正法が定める不開示条項への適応で個別に対応していく必要があり、現行の規定は削除せざるを得ないと思っている。</p> <p><不開示の範囲に係る議論></p> <p>○藤原委員 資料5の7番の条例の不開示情報の3つ目の、公正な判断・適正な遂行を不当に阻害する恐れがあるという部分は事務事業支障で読める。</p> <p>2つ目は、機関委任事務を法定受託事務に変えたときの議論か。以前は機関委任事務で禁止されていたわけだから、この部分をどこで解釈するのか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 地方公共団体が行う事務について支障があるものについては、資料12のP.2の第7号の下線部で一定程度読めるとしている。</p> <p>○藤原委員 税法の法令秘なども、今後はこの事務事業への支障で読むことになるのか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 そうである。</p> <p>○鈴木委員長 情報公開制度における考え方からすると、支障というのは具体的な支障でなければいけないという、厳格な基準がある。個人情報保護法でも同じ基準だとすると、これで読めというのは厳しいのではないか。この法では法令秘が規定されていないのだから。</p> <p>○藤原委員 問題なのは統計法とか税法である。ただ、法令秘は結局それほど問題にならない。法令秘とは何かという議論があるので。</p> |
|--------------|---|

| | |
|--------------|---|
| <p>審議の経過</p> | <p>○鈴木委員長 中央区の個人情報保護条例は、評価情報は非開示情報に入っていたか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 個人の評価に関する情報も本区条例の不開示情報に含まれている。なお、個人情報保護条例と情報公開条例において、非開示の範囲はほぼ共通している。情報公開条例に規定されているものは、全て個人情報保護条例に入っている。</p> <p>○藤原委員 行政機関においては、採用試験の点数の開示請求がよくある。また中央区であるかは分からないが、内部での昇格関係などの本人情報開示はある。</p> <p>○鈴木委員長 この点も、読むとすれば事務事業支障で読むわけか。でも、具体的な支障を及ぼすおそれがあるというふうに言えるかどうか。</p> <p>○藤原委員 そこは事務事業支障の中の人事管理に係る任務で考えるべきかと。</p> <p>○鈴木委員長 高校受験に当たっての内申書の開示もこれで読むのか。</p> <p>○藤原委員 それも、事務事業支障で読んでいくのだろう。</p> <p>○鈴木委員長 懸念するのは、情報公開制度での事務事業支障は非常に厳格に解釈されてきたので、個人情報保護法でもそれと同様に解釈するのか。具体性がなく、抽象的な危険だけでは適用できず問題があるように思う。</p> <p>○藤原委員 そこが難しいところであり、解釈と判例、通説で対応していくことになるかと思う。</p> <p>○鈴木委員長 同じ文言だから同じように解さなければいけないということでもないから、情報公開法の目的と個人情報の目的は違うとして、新たに事務事業支障の解釈を考えることも一つのやり方としてあると思う。 人事管理に係る事務の情報も、適用が厳しいと思われ、できるだけ開示することにな</p> |
|--------------|---|

| | |
|-------|---|
| 審議の経過 | <p>る。言わば支障がどの程度かということなので、人事に関するものだから直ちに出さないということではない。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 もし、人事管理に直接当てはまらない場合だと、資料12のP.2の第7号の、次に掲げるおそれその他の「その他」に入るかどうかという個別の判断になるかと思う。</p> <p>○鈴木委員長 そこは本当に難しいところで、情報公開制度の事務事業支障の適用が厳格な理由は、原則公開だからである。個人情報保護制度を考えると、同じようには議論できない。原則、あなたの情報なので出しますというようなことは言えないので。 また議論の時間を見ておさらいしたりすることもあるかもしれないが、本日はここまでとし、次回は次の論点から進めていければと思う。</p> <p>6 閉会</p> <p style="text-align: right;">(午後5時30分 閉会)</p> |
|-------|---|